

輪島市くらし応援商品券 換金手続きの流れ

1

お客様が輪島市くらし応援商品券でお支払いをする。(商品券受取り)

使用期限: 令和8年6月30日まで

2

使用済商品券の枚数を確認する。

100枚・200枚・300枚などの枚数で束にして輪ゴムをかけてください。
※換金窓口で使用済商品券の枚数を計数機で数えますので、仕切紙や付箋などは挟まないでください。換金枚数が300枚未満のときは、まとめて輪ゴムをかけてご持参ください。

3

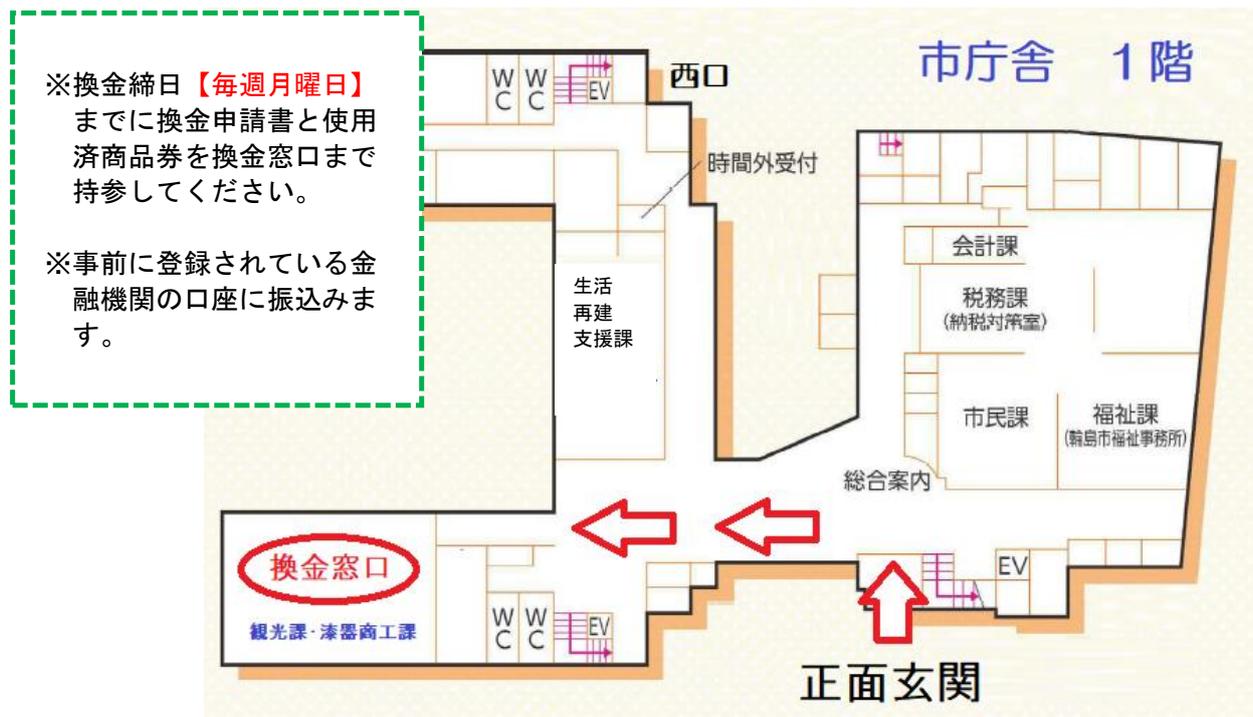
換金申請書を記載する。

住所・事業所名・代表者名・使用済商品券の枚数を記載してください。(押印不要)
※換金窓口では換金申請書のコピーは行いません。必要な場合は、あらかじめご自身でコピーしてください。

4

換金手続(換金申請)を行う。

【換金窓口】 ○輪島市役所1階 漆器商工課 (下図参照)
○門前総合支所 地域振興課 ○町野支所



《特記事項》

- ・ 使用済商品券の裏面に事業所名の記載・押印は不要です。
- ・ 換金受付最終日(令和8年7月31日)を過ぎての換金申請は受け付けません。
- ・ 振込みには換金手続後、約10日程度かかります。振込名は「ワジマシヨウヒケンカンキン」です。
- ・ 加盟店の口座情報に変更があった場合は、速やかに変更の連絡をしてください。